

Ⅲ 盲・聾・養護学校における教育課程に関する課題

盲学校、聾学校、養護学校の教育課程に関する各学校の具体的な課題については、2) 障害種別の課題で論じられている。各学校の教育課程の実施状況を踏まえ、障害のある児童生徒に、「確かな学力」を付けるために必要な授業時数の確保や各教科の指導内容の精選など多くの課題が取り上げられている。ここでは以下の4つの観点から教育課程の課題について述べる。

1. 多様なニーズのある児童生徒に対応した教育課程の工夫

教育課程は、学校の教育目的や目標の達成に向けて、教育内容を対象児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織された学校の教育計画である。現在、盲・聾・養護学校においては対象児童生徒の障害の程度の重度化やその質の多様化、複雑化が顕著になってきている。そのため、各学校においては対象児の心身の発達に応じた教育課程の編成が困難な状況になってきている。このような状況に対し、各学校においては対象児童生徒の障害の状態に対応するため様々な教育課程の編成が行われている。

多様なニーズのある児童生徒の増加に関連して、各学校では複数の教育課程を用意し、対応してきている。複数の教育課程は学習指導要領に示されている特例規定によるものである。一般的には次の4つの教育課程が用意されている。すなわち、「小・中学校に準じた教育課程」、「下学部・下学年適用の教育課程」、「知的障害養護学校代替の教育課程」、「自立活動を主とした教育課程」である。

盲・聾・養護学校では、対象児童生徒の傾向としては、「小・中学校に準じた教育課程」の対象児童生徒が減少し、「自立活動を主とした教育課程」の対象児童生徒が増加している。「小・中学校に準じた教育課程」の対象児童生徒の減少傾向は、学年や学級における適切な指導形態を構成する困難さが出てきている。

一方「自立活動を主とした教育課程」の対象児童生徒の増加は、各教科の内容に変えて自立活動を主とした指導をすることになる。各教科の指導内容と自立活動の指導の指導とが明確でないので、各目標に沿った指導内容を整理することが課題で

ある。また各障害の専門的な指導内容や方法を必要としているため、指導者の高い専門性が求められている。

「下学部・下学年適用の教育課程」では、どの教科をどの学年まで下げて指導するのかなどを見極め指導する必要がある。

「知的障害養護学校代替の教育課程」では、知的発達の状態を的確に把握し、個々の子どもの指導目標に応じた指導内容や指導の形態（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習など）を検討する必要がある。

多様なニーズのある児童生徒に対応するために各学校では複数の教育課程を用意されているが、最も重要なことは、このような教育課程を編成した根拠を十分説明できるようにすることである。

指導上の課題として類型化された教育課程に子どもを振り分けて指導を展開しているが、必ずしも個のニーズに応じていない場合もあり、また指導内容や指導法の形骸化が指摘されている。各障害の特性等を考慮して個々の子どもの教育的ニーズを明らかにし、柔軟で専門性の高い指導の確立が求められている。

多様なニーズに対応するために、各学校では各教科の指導上の配慮事項を踏まえた指導や個別の指導に基づいた自立活動の指導が行われている。学校全体の教育目標を実現するための教育課程の開発と個々の児童生徒のニーズを基にした個別の指導計画による指導の充実、障害のある子ども教育においては特に重要な課題である。特に重複障害児の個別の指導計画の作成においては、対象児童生徒の実態と指導目標の関係をより明確にする必要がある。今後は各教科等の指導においても個別の指導計画を作成することにより、対象児童生徒の実態把握に基づいた指導目標による専門性の高い指導内容の充実が図られることが求められている。個別の指導計画による指導と評価の一体化は多様なニーズのある児童生徒への対応として大変重要な課題の一つである。

2. 知的障害養護学校の教科に関連した課題

知的障害者を教育する養護学校の学習指導要領で使われている各教科の内容は、盲学校、聾学校及び、肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校の学習指導要領と小学校・中学校学習指導要領の教科の内容とは異なっている。知的障害養護学

校の各教科は、知的障害のある児童生徒の特性を踏まえ、より実際の生活に即した知識や技能、態度を身に付けるために、目標や内容を独自に示している。知的障害養護学校の学習指導要領に示されている各教科の内容は学年別に示されていない。小学部で3段階、中学部で1段階、高等部で2段階（ただし、専門教科は1段階）で示されている。これは同一学年であっても発達の遅滞の状態等の個人差が大きいことに対する対応を容易にするためである。段階を示しているのは個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択し、指導をしやすいするためである。

知的障害養護学校の学習指導要領と小学校学習指導要領との相互の関連性が話題になることがある。知的障害の各教科の内容と小学校等の各教科の内容は関連を持たせた構成になっているとの見解もあり、一方では内容の妥当性や順序性、あるいは小学校等の各教科との関係の明確化が必要であるという意見もある。今後これらの点について検討していく必要がある。

現在知的障害養護学校には多くの自閉症及びその周辺領域の子どもたちが在籍している。自閉症教育（高機能自閉症も含む）では、社会生活スキルの指導が重要であるとの意見がある。社会生活スキルの内容が知的障害養護学校の各教科と同じなのか、独立した指導内容として確立すべきことなのか、その他の指導領域と合わせて検討する必要があるとの指摘がある。

3. 自立活動に関連した課題

今回の学習指導要領の改訂で養護・訓練から自立活動に名称が変更された。自立活動の内容は「障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な要素」を5つの区分に分類・整理し、それをさらに22項目に構成したものである。自立活動の内容は障害種別を越えて示されている。自立活動の指導においては各障害種毎により一層専門性の高い指導が求められている。しかし、専門的な知識を持った教員の不足が指摘されている。指導者は、自立活動での成果が各教科の指導の充実につながることを踏まえて指導を行う必要がある。一方、自立活動の時間における指導内容と各教科の内容や領域教科を合わせた指導の区別が明確でないなどの意見があり、それぞれの目標に沿った指導内容を整理する必要がある。自閉症の指導において、自立活動の実際の指導内容が作りにくいと

いう指摘があり、検討すべき課題である。また、学習指導要領に学習が特に困難な場合には、自立活動を主として指導することができるという規定があるが、この場合の学習が特に困難な場合の基準について明確にする必要がある。

4. 職業教育と進路指導の充実に向けての課題

学習指導要領では、特色ある教育・学校づくりに対応して弾力的な教育課程を編成できるように教科・科目について内容の大綱化が図られている。

生徒の生きる力を育むために、社会参加・自立を促す高等部教育の実現とそのための教育課程の編成が求められている。進路指導の一層の充実を図るためには、個別の移行支援計画を作成する必要がある。

各学校において教育課程におけるその他の課題として、幼・小・中・高の一貫教育、地域支援、総合的な学習の時間等がある。

（當島 茂登 ・ 武田 鉄郎）